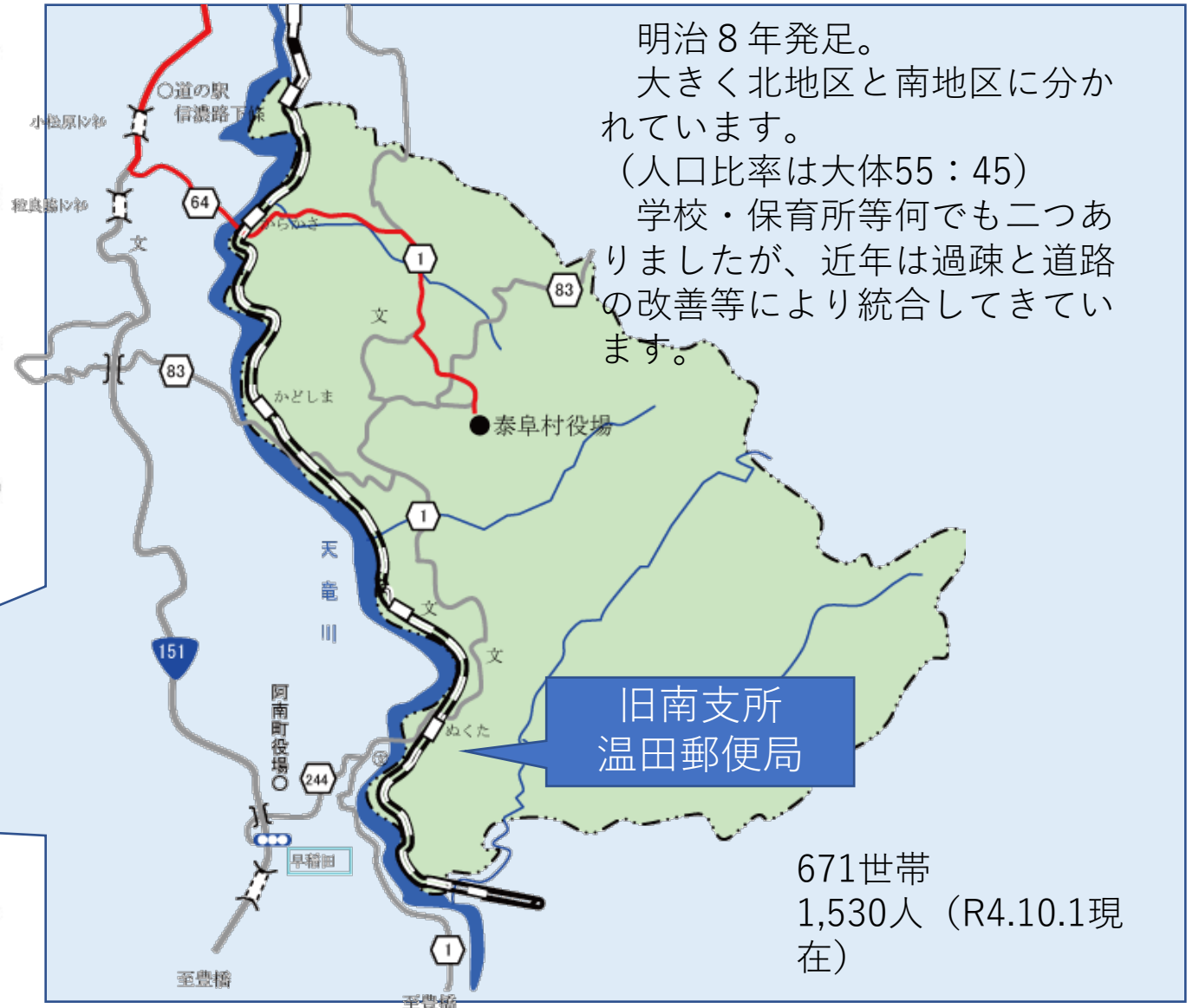
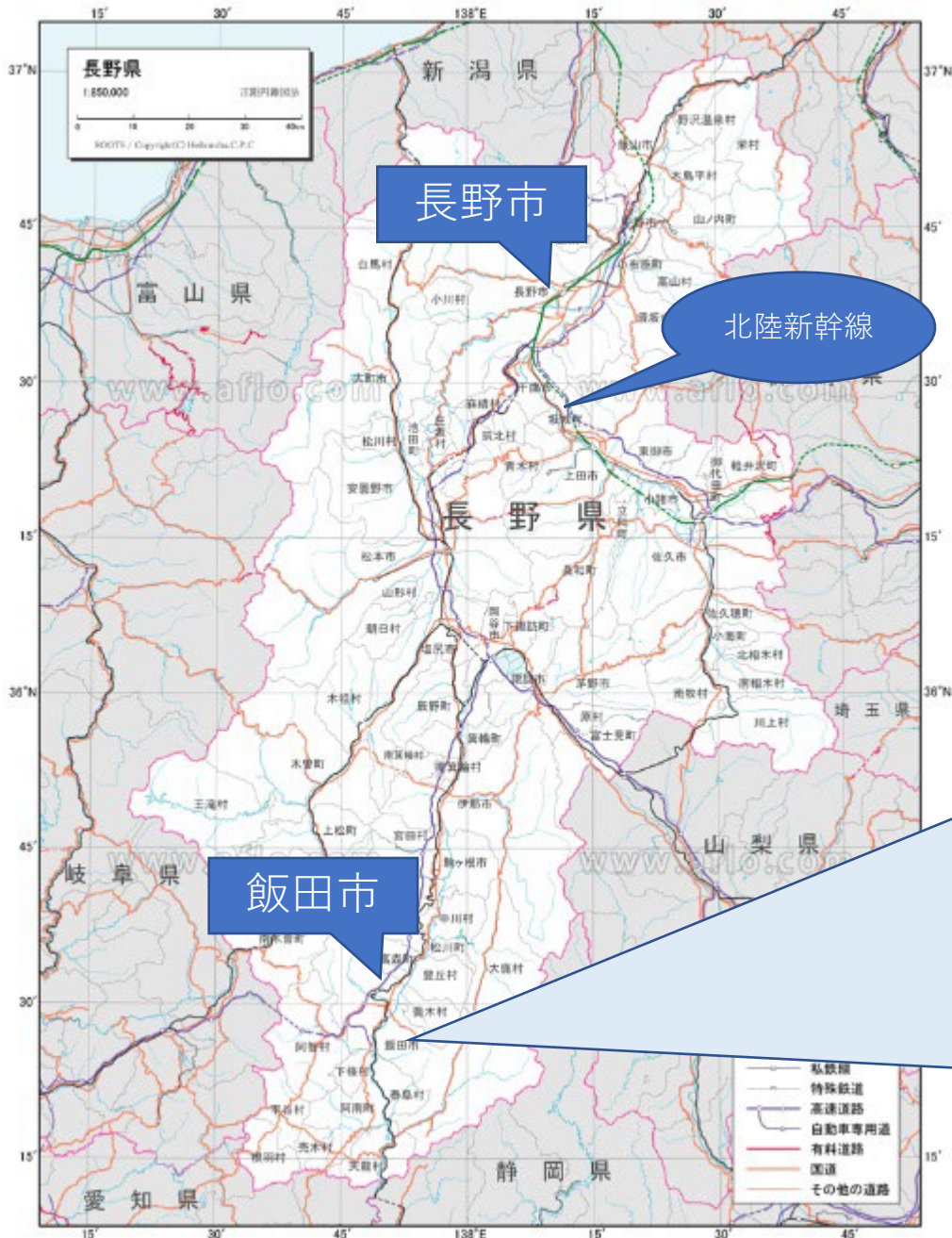


支所業務の郵便局への包括的委託



長野県 泰阜村

泰阜村の概要



支所・郵便局の位置

施設間の距離
直線で約100m

温田郵便局
昭和26年開設

南支所
昭和24年開設
令和元年廃止

JR温田駅周辺には商店街がありますが、衰退傾向にあります。

かつては、この商店街に金融機関として信用金庫・JAがありましたが、合理化により撤退しています。

JR飯田線
温田駅

温田郵便局

旧南支所

県立阿南病院

阿南警察署



委託までの経緯

- 平成29年ころ、日本郵便から「自治体と郵便局が連携して住民サービスにつながるようなことが何かできないか」と話がありました。
- 村の業務効率化・金融機関や駅前商店街の存続等を念頭に、温田郵便局への包括的な事務委託について、協議を始めました。

→9月28日郵政民営委員会に意見書を提出

日本郵便が関係各省庁への交渉

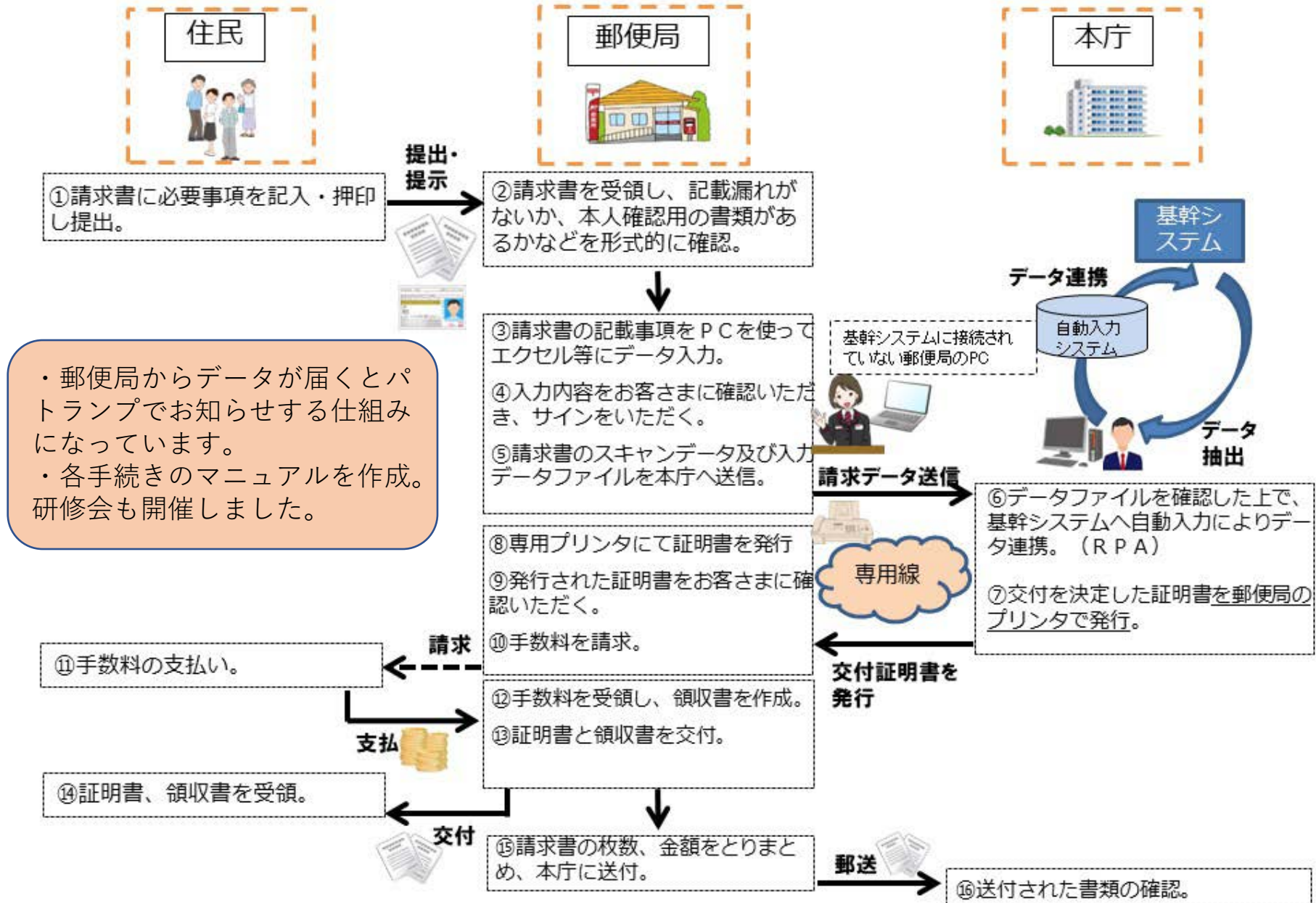
総務省情報通信審議会郵政政策部会「郵便局活性化委員会」でも議論

- 当時の南支所には女性職員1名配置のため、安全性の面からも検討しました。
- 住民懇談会・議会への説明会・郵便局職員の事務取扱研修等を行い、令和元年8月から本稼働となりました。
- 郵便局の存在価値の向上が大切。「支所の廃止ありき」ではありません。
- 郵便局職員では処理できない業務があるので、当初は村職員1名常駐。業務量を鑑み、令和3年度に職員を引き上げ、事務が生じる都度、職員を派遣しています。

委託している業務

証明書・許可証を交付する事務	郵送により取り次ぐ行政事務	左記以外の事務
住民票の写し等	戸籍の届け出	転入に伴う福祉医療の給付請求手続き
印鑑登録証明書	国保関係の各種届出・申請書の受付	犬猫不妊手術に係る補助金の交付手続き
戸籍謄抄本等	後期高齢者医療の各種届出・申請書の受付	各課担当への書類の取次ぎ
地方税法に基づく納税証明書	介護保険関係の各種届出・申請書の受付	ごみ袋・ごみ処理証紙の販売
戸籍の附票の写し	国民年金関係各種届出・申請書の受付	コピー対応・村図の販売
埋葬・火葬許可	妊娠届の受付	パスポート申請書の受付
	飼い犬の登録の受付	インフルエンザ等予防接種予診票の交付
	狂犬病予防注射済票の再交付の受付	使用済み小型家電回収ボックスの管理
	児童手当の各種請求書・届出書の受付	ひとねる条例に係る各種交付手続き
	身体障害者手帳の交付申請の受付	
	軽自動車税に係る新規・廃車に係る申請の受付	

①1・2・3 郵便局における支所業務受託フロー図（公的証明書交付事務）



当初の事務対応と当時の思い

証明書の種類	南支所	温田郵便局
住民票の写し	本人または同じ世帯の方、その代理人	本人または同じ世帯の方
印鑑登録証明書	登録している本人または代理人	登録している本人のみ
税関係（納税証明書・所得証明書等）	本人または同じ世帯の方、その代理人	本人のみ
戸籍関係（謄抄本・附表）	戸籍に記載されている方または配偶者、直系親族または代理人	戸籍に記載されている方のみ

- 法律の規制により、南支所でできていたことの一部ができなくなりました。
→役場職員 1 名を常駐させることにより対応。
- 役場職員が申請者と直接対面しなければ登録事務ができない・・・？
- 情報通信機器がものすごい勢いで発達し、「ありとあらゆるものが電子化へ」という流れになっているのに…。電子化を押し進めているのが総務省なのに…。
- 「対面による口頭の確認が必要な場合がある」というがテレビ電話等で本所職員と会話すればいいのでは・・・？
- こういう時にマイナンバーカードを利用すればいいのでは？マイナンバーカードの普及を進めているのは総務省なのに…。

郵便局も総務省の
所管でしょう・・・

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

地方に対する規制緩和

泰阜村・長野県・大町市・長和町・山ノ内町・飯綱町・原村・天龍村・豊丘村・筑北村

1.背景

令和元年8月、支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。
村の業務効率化・金融機関や駅前商店街の存続等を念頭に実施したことである。

今まで支所で可能であった手続きが、**郵便局へ委託したことにより、できなくなる**事態が生じることとなった。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第2条 地方公共団体は…次条第1項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

2.支障

下記の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。

- ◆住民異動届（転入届・転出届・転居届等）
- ◆印鑑登録（登録廃止）
- ◆公的証明書の交付の意思決定や代理請求（委任状による請求）

現在は村職員1名を郵便局内に常駐させて対応。

今後行政経費節減等のために職員を引き上げることも視野に入れているが、このままでは住民サービスの低下が懸念される。

3.提案内容

郵便局において、次の事務を取り扱わせることを可能とすること

- ①住民異動届
- ②印鑑登録事務
- ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書の交付決定
- ④同条において、交付について～に「記載され（、または記録され）ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付

4.効果

第11次地方分権一括法により要件緩和

地方公共団体が指定する郵便局における取り扱わせることができる事務（2条）に追加

- ・転出届の受付・転出証明書の引渡し
- ・印鑑登録の廃止申請の受付

上記2項目+納税証明書の交付の請求の受付等は、代理人による届出の受付等の取扱いが可能に。

温田郵便局取り扱える業務の拡大 →

**住民サービス向上
村行政の効率化**